

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の整備について

趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号。以下「一部改正法」という。)の施行に伴い、関係政省令の整備を行う。

概要

※赤字が政省令事項

1. 高齢障害者の介護保険サービスの利用者負担軽減の対象者の要件について

長期間相当障害福祉サービスを利用してきた方が、65歳という年齢に到達したというだけで利用者負担が増加してしまうという事態を解消するため、相当介護保険サービスの利用者負担をゼロに(償還)する対象者の要件を定める。

【対象者の要件】

- ・相当障害福祉サービスの利用期間：**5年間**(入院その他やむを得ない事由により支給決定を受けなかった期間を除く。)
- ・対象となる相当障害福祉サービス：**居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所**(基準該当サービスを含む。)
- ・対象となる相当介護保険サービス：**訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護**
(これらに相当するサービスを含む。)
- ・所得要件：**低所得又は生活保護受給者**
- ・障害支援区分：**2以上**
- ・その他：**65歳までに介護保険サービスを利用していない**(※)

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②「65歳」という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

2. その他の規定の整備について

- (1)**重度訪問介護**について、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所**においても一定の支援を可能とする。
- (2)保育所等の障害児に発達支援を提供する**保育所等訪問支援**について、**乳児院、児童養護施設**の障害児に対象を拡大する。
- (3)**児童発達支援及び放課後等デイサービス**の事業所の指定について、指定権者である都道府県等は、当該通所支援の量を定め、その量を超えない範囲内において行うこととする。
- (4)一部改正法により創設された、障害福祉サービス事業所の事業内容等の**情報公表制度**について、**公表事項等**を定める。
- (5)その他必要な規定の整備を行う。

3. 新サービスの対象者・サービス内容等について

一部改正法により創設された新サービスについて、対象者、サービス内容等を定める。

	就労定着支援	自立生活援助	居宅訪問型児童発達支援
サービス概要	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援 を利用して一般就労した障害者	定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者 かつ 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者	A又はBかつC A 重度の障害の状態(法定事項) B (a)人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態(=医療的ケア児) (b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)
利用期間	3年間 (1年ごとに支給決定期間を更新)	1年間 (適当と認められる場合には更新可)	—
サービス内容	・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項) ・ 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援	・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・ 関係機関との連絡調整 ・ その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助	<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施</u> ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

施行期日

平成30年4月1日（平成30年3月22日公布）